

日常生活用具（T字状・棒状のつえ等）の取扱いについて

令和7年4月から、T字状・棒状のつえを下記のとおり変更し、盲人用体重計については支給要件を緩和、パルスオキシメーターについては基準額を2段階化することとしましたのでお知らせいたします。

詳細についてはお住まいの区の高齢障害支援課若しくは下記の問い合わせ先までお問合せくださいますようお願いいたします。

○T字状・棒状のつえ

旧基準額：材質等により2,300円～4,600円



新基準額：4,000円

○盲人用体重計の支給要件の緩和

旧年齢等要件：盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯



新年齢等要件：18歳以上

○パルスオキシメーターの基準額の2段階化

旧基準額：157,500円



新基準額：①42,000円 ②157,500円

新基準額について、①の基準額対象者は『医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器の装着が必要な者』、

②の基準額対象者は、『①に該当する者のうち難病患者等で人工呼吸器を装着して、呼吸状態を継続的にモニタリングする機能を必要とする者』とします。

問い合わせ先
千葉市障害者自立支援課 給付班
電話 043-245-5173